

議案第15号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

食品衛生法施行令の改正による営業許可業種の見直しに伴い、事務手数料を徴収する事務を改めるほか、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の72の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）に規定する」を削り、「移動飲食店営業又は臨時飲食店営業」を「飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店に限る。）営業」に改め、同表73の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「喫茶店営業の」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の」に、「喫茶店営業許可申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料」に、「喫茶店営業許可更新申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料」に、「11,500円」を「7,200円」に、「5,700円」を「5,100円」に改め、同表74の項を次のように改める。

|  |                |       |         |          |
|--|----------------|-------|---------|----------|
| 74 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。） | 食肉販売業許可申請手数料   | 1件につき | 11,500円 | 許可申請のとき。 |
|  | 食肉販売業許可更新申請手数料 | 1件につき | 5,700円  | 更新申請のとき。 |

別表第1の75の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「あん類製造業の」を「

魚介類販売業の」に、「あん類製造業許可申請手数料」を「魚介類販売業許可申請手数料」に、「あん類製造業許可更新申請手数料」を「魚介類販売業許可更新申請手数料」に、「16,800円」を「11,500円」に、「8,400円」を「5,700円」に改め、同表76の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「アイスクリーム類製造業の」を「魚介類競り売り営業の」に、「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に、「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」に、「16,800円」を「25,200円」に、「8,400円」を「12,600円」に改め、同表77の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳処理業の」を「集乳業の」に、「乳処理業許可申請手数料」を「集乳業許可申請手数料」に、「乳処理業許可更新申請手数料」を「集乳業許可更新申請手数料」に、「25,200円」を「11,500円」に、「12,600円」を「5,700円」に改め、同表78の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「特別牛乳搾取処理業の」を「乳処理業の」に、「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」を「乳処理業許可申請手数料」に、「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」を「乳処理業許可更新申請手数料」に改め、同表79の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳製品製造業の」を「特別牛乳搾取処理業の」に、「乳製品製造業許可申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」に、「乳製品製造業許可更新申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」に改め、同表80の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「集乳業の」を「食肉処理業の」に、「集乳業許可申請手数料」を「食肉処理業許可申請手数料」に、「集乳業許可更新申請手数料」を「食肉処理業許可更新申請手数料」に、「11,500円」を「25,200円」に、「5,700円」を「12,600円」に改め、同表81の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳類販売業の」を「食品の放射線照射業の」に、「乳類販売業許可申請手数料」を「食品の放射線照射業許可申請手数料」に、「乳類販売業許可更新申請手数料」を「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」に、「11,500円」を「25,200円」に、「5,700円」を「12,600円」に改め、同表82の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉処理業の」を「菓子製造業の」に、「食肉処理業許可申請手数料」を「菓子製造業許可申請手数料」に、「食肉処理業許可更新申請手数料」を「菓子製造業許可更新申請手数料」に、「25,200円」を「16,800円」に、「12,600円」を「8,400円」に改め、同表83の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉販売業の」を「アイスクリーム類製造業の」に、「食肉販売業許可申請手数料」を「ア

アイスクリーム類製造業許可申請手数料」に、「食肉販売業許可更新申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」に、「11,500円」を「16,800円」に、「5,700円」を「8,400円」に改め、同表84の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉製品製造業の」を「乳製品製造業の」に、「食肉製品製造業許可申請手数料」を「乳製品製造業許可申請手数料」に、「食肉製品製造業許可更新申請手数料」を「乳製品製造業許可更新申請手数料」に改め、同表85の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚介類販売業の」を「清涼飲料水製造業の」に、「魚介類販売業許可申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可申請手数料」に、「魚介類販売業許可更新申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可更新申請手数料」に、「11,500円」を「25,200円」に、「5,700円」を「12,600円」に改め、同表86の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚介類せり売営業の」を「食肉製品製造業の」に、「魚介類せり売営業許可申請手数料」を「食肉製品製造業許可申請手数料」に、「魚介類せり売営業許可更新申請手数料」を「食肉製品製造業許可更新申請手数料」に改め、同表87の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚肉ねり製品製造業の」を「水産製品製造業の」に、「魚肉ねり製品製造業許可申請手数料」を「水産製品製造業許可申請手数料」に、「魚肉ねり製品製造業許可更新申請手数料」を「水産製品製造業許可更新申請手数料」に、「19,200円」を「13,200円」に、「9,600円」を「7,800円」に改め、同表88の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食品の冷凍又は冷蔵業の」を「冰雪製造業の」に、「食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料」を「冰雪製造業許可申請手数料」に、「食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料」を「冰雪製造業許可更新申請手数料」に改め、同表89の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食品の放射線照射業の」を「液卵製造業の」に、「食品の放射線照射業許可申請手数料」を「液卵製造業許可申請手数料」に、「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」を「液卵製造業許可更新申請手数料」に、「25,200円」を「13,200円」に、「12,600円」を「7,800円」に改め、同表90の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「清涼飲料水製造業の」を「食用油脂製造業の」に、「清涼飲料水製造業許可申請手数料」を「食用油脂製造業許可申請手数料」に、「清涼飲料水製造業許可更新申請手数料」を「食用油脂製造業許可更新申請手数料」に改め、同表91の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳酸菌飲料製造業の」を「みそ又はしょうゆ製造業の」に、「乳酸菌飲料製造業許可申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料」に、「乳酸菌飲

料製造業許可更新申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料」に、「16,800円」を「19,200円」に、「8,400円」を「9,600円」に改め、同表92の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「冰雪製造業の」を「酒類製造業の」に、「冰雪製造業許可申請手数料」を「酒類製造業許可申請手数料」に、「冰雪製造業許可更新申請手数料」を「酒類製造業許可更新申請手数料」に、「25,200円」を「19,200円」に、「12,600円」を「9,600円」に改め、同表93の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「冰雪販売業の」を「豆腐製造業の」に、「冰雪販売業許可申請手数料」を「豆腐製造業許可申請手数料」に、「冰雪販売業許可更新申請手数料」を「豆腐製造業許可更新申請手数料」に、「15,800円」を「16,800円」に、「8,200円」を「8,400円」に改め、同表94の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食用油脂製造業の」を「納豆製造業の」に、「食用油脂製造業許可申請手数料」を「納豆製造業許可申請手数料」に、「食用油脂製造業許可更新申請手数料」を「納豆製造業許可更新申請手数料」に、「25,200円」を「16,800円」に、「12,600円」を「8,400円」に改め、同表95の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「マーガリン又はショートニング製造業の」を「麺類製造業の」に、「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料」を「麺類製造業許可更新申請手数料」に、「25,200円」を「16,800円」に、「12,600円」を「8,400円」に改め、同表96の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「みそ製造業の」を「そうざい製造業の」に、「みそ製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に、「みそ製造業許可更新申請手数料」を「そうざい製造業許可更新申請手数料」に、「19,200円」を「25,200円」に、「9,600円」を「12,600円」に改め、同表97の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「<sup>しょう</sup>醬油製造業の」を「複合型そうざい製造業の」に、「<sup>しょう</sup>醬油製造業許可申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可申請手数料」に、「<sup>しょう</sup>醬油製造業許可更新申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可更新申請手数料」に、「19,200円」を「35,200円」に、「9,600円」を「23,300円」に改め、同表98の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「ソース類製造業の」を「冷凍食品製造業の」に、「ソース類製造業許可申請手数料」を「冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「ソース類製造業許可更新申請手数料」を「冷凍食品製造業許可更新申請手数料」に、「19,200円」を「25,200円」に、「9,600円」を「12,600円」に改め、同表99の項中「第52条第1項」を「第55条第

1 項」に、「酒類製造業の」を「複合型冷凍食品製造業の」に、「酒類製造業許可申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「酒類製造業許可更新申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料」に、「19,200円」を「35,200円」に、「9,600円」を「23,300円」に改め、同表100の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「豆腐製造業の」を「漬物製造業の」に、「豆腐製造業許可申請手数料」を「漬物製造業許可申請手数料」に、「豆腐製造業許可更新申請手数料」を「漬物製造業許可更新申請手数料」に、「16,800円」を「13,200円」に、「8,400円」を「7,800円」に改め、同表101の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「納豆製造業の」を「密封包装食品製造業の」に、「納豆製造業許可申請手数料」を「密封包装食品製造業許可申請手数料」に、「納豆製造業許可更新申請手数料」を「密封包装食品製造業許可更新申請手数料」に、「16,800円」を「13,200円」に、「8,400円」を「7,800円」に改め、同表102の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「めん類製造業の」を「食品の小分け業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「食品の小分け業許可申請手数料」に、「めん類製造業許可更新申請手数料」を「食品の小分け業許可更新申請手数料」に、「16,800円」を「13,200円」に、「8,400円」を「7,800円」に改め、同表103の項及び104の項を削り、同表105の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項を同表103の項とし、同表106の項から124の3の項までを2項ずつ繰り上げ、同表124の4の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同項を同表124の2の項とし、同表中124の5の項を124の3の項とし、同表124の6の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同項を同表124の4の項とし、同表中124の7の項を124の5の項とし、同表124の8の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項を同表124の6の項とし、同表126の3の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表126の4の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表126の5の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表133の項から136の項までを削り、同表中132の2の項を133の項とし、132の3の項を134の項とし、136の2の項を135の項とし、136の3の項を136の項とする。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第1の124の4の項の改正規定（「第12条第2項」を「第12条第4項」に改める部分に限る。）、「同表124の6

の項の改正規定（「第13条第3項」を「第13条第4項」に改める部分に限る。）、同表124の8の項の改正規定（「第14条第13項」を「第14条第15項」に改める部分に限る。）、同表126の3の項の改正規定（「第39条第4項」を「第39条第6項」に改める部分に限る。）、同表126の4の項の改正規定（「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改める部分に限る。）及び同表126の5の項の改正規定（「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める部分に限る。）は、同年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の葛飾区事務手数料条例（以下「新条例」という。）別表第1の72の項から103の項までの規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申請（ただし、次項又は付則第4項の規定を適用する場合を除く。）に係る事務手数料から適用し、施行日前の申請に係る事務手数料については、なお従前の例による。
- 3 令和3年5月31日において現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧法」という。）第52条第1項の規定により改正前の別表第1の72の項から105の項までに掲げる営業の許可（以下「旧許可」という。）を受けて営業を営んでいる者が、旧許可に係る営業を引き続き営もうとするために行う改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可の申請に係る事務手数料の額は、新条例別表第1の規定（更新申請のときに徴収する額に限る。）を適用する。この場合において、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第2号の喫茶店営業の許可を受けて営業を営んでいる者が、整備政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令第35条第1号の飲食店営業の許可の申請をする場合における新条例別表第1の72の項の適用については、同項中「8,900円」とあるのは、「5,700円」とする。
- 4 令和3年5月31日において現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号。以下「旧都条例」という。）第7条の許可（以下「条例許可」という。）を受けて営業を営んでいる者が、令和6年5月31日までに条例許可に係る営業を引き続き営もうとす

るために行う改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可の申請に係る事務手数料の額は、新条例別表第1の規定（更新申請のときに徴収する額に限る。）を適用する。